

○守谷市人権施策推進協議会設置要綱

平成24年3月23日

告示第13号

改正 平成25年3月25日告示第25号

令和3年1月12日告示第6号

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画（以下「守谷市人権施策推進基本計画」という。）の策定及び検証に資するため並びに本市の人権施策の推進に関して検討及び協議をするため、守谷市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人ずつ置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、人権施策推進担当課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第25号）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱される委員の任期は、この告示による改正後の守谷市人権施策推進協議会設置要綱第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和3年1月12日告示第6号）

この告示は、公示の日から施行する。